

## 別添 2

### 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

#### 1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況、③再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況の基本項目（3項目）に、④福島県内産再生可能エネルギー導入状況及び⑤グリーン電力証（福島県内産）の購入状況の加点項目（2項目）を加えた数値が、以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

基本項目	区分	得点
①令和元年度 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.400 未満	4 5
	0.400 以上 0.450 未満	4 0
	0.450 以上 0.500 未満	3 5
	0.500 以上 0.550 未満	3 0
	0.550 以上 0.600 未満	2 0
	0.600 以上	0
②令和元年度の再生可能エネルギー導入状況 （FIT電力を含むものとする）	30%以上	5 0
	20%以上 30%未満	4 0
	10%以上 20%未満	3 0
	5%以上 10%未満	2 0
	0%超 5%未満	1 0
	導入していない	0
③再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況	設定している	5
	設定していない	0
加点項目	区分	得点
④福島県内産再生可能エネルギー導入状況	導入あり	1 0
	導入なし	0
⑤グリーン電力証書（福島県内産）の購入状況	購入あり	1 0
	購入なし	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

## 別添2

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

### 2. 添付書類等

- ・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 別添 2

(表) 「各用語の定義」

用語	定義
①令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。
②令和元年度の再生エネルギー導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>①令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②令和元年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量も含める。)</p> <p>③令和元年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和元年度の供給電力量 (③) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況	<p>再生可能エネルギー100%の電力メニューとは、様式2提出時に次に掲げるいずれかの電力を供給するメニューを設定している場合をいう。</p> <p>1. 非化石証書等を組み合わせたFIT電力100%の電力</p> <p>2. 非FIT電力 (再生可能エネルギー由来 100%の電力)</p>

別添 2

④福島県内産再生可能エネルギー導入状況	福島県内産再生可能エネルギー導入状況は、各電力会社からの申告による。（県内産再生可能エネルギーの導入状況については再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含むものとする）
⑤グリーン電力証書（福島県内産）の購入状況	前年度の4月1日から「福島県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出期限までの購入状況とする。また、購入状況には購入予約契約を含む。